

双葉町告示第31号

双葉町双葉町立新校（仮称）建設工事に係る一般競争入札（総合評価落札方式）実施要綱を次のように定める。

令和8年7月15日

双葉町長 伊 澤 史 朗

双葉町立新校（仮称）建設工事に係る一般競争入札（総合評価落札方式）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、双葉町が発注する双葉町立新校（仮称）建設工事（以下、「対象工事」という。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（落札者決定基準）

第2条 町長は、総合評価落札方式を行う場合には、当該入札に係る申込みのうち価格とその他の条件が町にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定める。

2 落札者決定基準には、評価項目、評価の方法、その他の基準及び様式を定める。

3 落札者決定基準は、双葉町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和62年双葉町訓令第1号）第3条に規定する指名競争入札参加者資格審査委員会（以下「委員会」という。）において審議し、決定する。

（評価員の意見聴取）

第3条 町長は、落札者決定基準を定めようとするときには、施行令第167条の10の2第4項の規定により、あらかじめ委員会が指名する2人以上の総合評価員（以下「評価員」という。）の意見を聴くもの（以下「意見聴取」という。）とする。

2 前項の規定による意見聴取において定められた落札者決定基準に基づいて町長が落札者

を決定しようとするときに、改めて意見聴取をする必要があるかどうかについて評価員の意見を聴くものとし、改めて評価員の意見聴取をする必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、施行令第167条の10の2第5項の規定により、あらかじめ評価員の意見聴取をするものとする。

- 3 町長は、前2項の聴取の結果、評価員から意見（異議のない旨を除く。）が出された場合、その結果について評価員意見聴取書（様式第1号）により委員会に報告し、その取扱いについて諮るものとする。

（入札公告等）

第4条 町長は、双葉町財務規則（昭和61年双葉町規則第1号）第112条に規定する公告において、同条に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を併せて公告するものとする。

- (1) 総合評価落札方式の対象工事であること
- (2) 総合評価落札方式に関する評価項目及び評価基準
- (3) 総合評価落札方式及び落札者の決定方法
- (4) 予定価格（消費税及び地方消費税を控除した入札書比較価格）
- (5) その他必要な事項

（入札説明書等の閲覧等）

第5条 町長は、入札説明書を双葉町公式ホームページに掲載するとともに、閲覧場所において閲覧に供するものとする。

- 2 入札参加希望者は、入札説明書に関する質問書（様式第2号）を町長に提出することができる。
- 3 町長は、前項の規定により提出された場合、入札説明書に関する回答書（様式第3号）を双葉町公式ホームページに掲載するとともに、回答書を入札説明書の閲覧場所において閲覧に供するものとする。

（入札参加資格申請）

第6条 対象工事の入札参加希望者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期日までに提出するものとする。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 4 号）又は特定建設工事共同企業体一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 5 号）及び委任状（様式第 6 号）

(2) 特定建設工事共同企業体構成員表

（双葉町建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成 4 年双葉町告示第 1 号。以下「共同企業体取扱要綱」という。）第 1 号様式）

(3) 特定建設工事共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱 第 2 号様式）

(4) 施工実績調書（入札参加資格確認用）（様式第 7 号）

(5) 配置予定の技術者に関する調書（入札参加資格確認用）（様式第 8 号）

(6) その他入札参加確認に必要と認められる資料

2 申請書及び確認資料作成等に要する費用は、申請者の負担とし、書類の返却は行わないものとする。

3 所定の期日以降における申請書及び確認資料の内容変更、差替え、再提出は認めないものとする。

（入札参加資格の確認）

第 7 条 工事執行担当課長は申請書及び確認資料を受理したときは、次の各号に掲げる手続きにより入札参加資格の確認を行うものとする。

(1) 工事執行担当課長は、受理した申請書及び確認資料に基づき、一般競争入札参加資格確認内申書（様式第 9 号。以下「内申書」という。）及び一般競争入札参加資格確認等一覧表（様式第 10 号。以下「一覧表」という。）を作成し、入札執行担当課長に提出すること。

(2) 内申書及び一覧表の提出を受けた入札執行担当課長は、委員会に対し、入札参加資格の有無についての確認を求めること。

(3) 入札執行担当課長は、前号の確認結果について、一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第 11 号）に一覧表を添えて、工事執行担当課長に通知すること。

(4) 前号の規定による通知を受けた工事執行担当課長は、入札参加資格の有無について町長の認定を受け、一般競争入札参加資格確認通知書（様式第 12 号）により申請者に通知すること。

（入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明）

第8条 前条の規定により入札参加資格がないと認められた者は、町長に対し、その理由について書面により説明を求めることができるものとする。

2 前項の規定により説明を求められた町長は、書面により回答を行うものとする。

(入札保証金)

第9条 一般競争入札参加資格があると認められた者で入札参加希望者は、双葉町財務規則第114条の規定により入札保証金を納入しなければならない。

2 入札保証金の免除を希望する入札参加希望者は、入札保証金免除申請書（様式第13号）を町長に提出し、双葉町財務規則第115条第1項各号の規定に該当すると認められた場合に、入札保証金を免除するものとし、入札保証金免除通知書（様式第14号）によりその旨を通知する。

(入札書類)

第10条 対象工事の入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる入札書類を、所定の期日までに提出するものとする。

(1) 入札書（様式第15号）

入札書は、それぞれ封筒に入れ封緘の上、封印し封筒の表に書類名を記載すること。

(2) 入札金額の工事費（積算）内訳書（様式第16号）

(3) 技術提案書（様式第17号）

(4) 企業の技術力及び地域貢献に関する調書

(5) 配置予定技術者の技術力に関する調書

(6) その他技術評価点の算定に必要と認められる資料

2 申請者は、入札書類を所定の期日までに公告に示す提出先に郵送又は持参により提出するものとする。なお、郵送による提出の場合は、封筒の表に入札書類在中と記載し、配達記録が残る方法により提出するものとする。

3 入札書類作成等に要する費用は、申請者の負担とし、書類の返却は行わないものとする。

4 提出後における入札書類の内容変更、差替え、再提出は認めないものとする。

- 5 所定の期日までに入札書類を提出しない者及び入札書類に不備又は虚偽の記載がある者は失格とする。
- 6 町長は、必要に応じて申請者から提出された入札書類についてヒアリングを実施することができる。

(総合評価の方法)

第11条 総合評価の方法は、入札公告に示す評価項目等について、申請者が提出した申請書等に基づき各評価項目を点数化した得点の合計（以下「加算点」という。）に標準点である100点を加えた点数（以下「技術評価点」という。）を申請者の入札金額で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(落札者の決定)

第12条 落札者は、入札金額が予定価格の制限の範囲内である者のうち、前条の規定によって得られた評価値が最も高い者とする。

2 前条の規定により得られた評価値の最も高い者（前項の規定を含む。）が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

3 第1回目の入札が予定価格の制限の範囲内でない場合、再度入札は行わない。

4 評価値の最も高い者（第1項規定を含む。）の入札価格が、別で定める低入札価格調査制度の調査基準価格を下回っている場合は、別で定める規定に基づき落札者を決定するものとする。

(評価内容の担保)

第13条 落札者決定に反映された評価内容が工事請負契約締結後に受注者として履行されなかった場合において、再度履行が困難又は合理的でない場合は、自然災害等の不可抗力により達成されない場合を除き、受注者は本町の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。

2 前項の場合、受注者が履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札金額の差額に、取引に係る消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条83の規定により算出した額を加えた額を違約金

の額とする。

（入札結果の公表）

第14条 評価結果については、総合評価落札方式入札結果（様式第18号）及び総合評価落札方式評価結果（様式第19号）により公表するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めのない事項及びこれにより難い事項については、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

評価員意見聴取書

工 事 名			
工 事 場 所			
評 価 員 氏 名			
意 見 の 聴 取	☐ 落札者決定基準（聴取日：令和 年 月 日）		
意 見 の 有 無	☐ 有 ☐ 無		
(意見の内容)		(検討結果)	
意 見 の 聴 取	☐ 落札者決定（聴取日：令和 年 月 日）		
意 見 の 有 無	☐ 有 ☐ 無		
(意見の内容)		(検討結果)	

入札説明書に関する質問書

年 月 日

双葉町長 様

商号又は名称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
メー ル ア ド レ ス
作 成 者 氏 名

工 事 番 号	
工 事 名	
質 問 事 項	

入札説明書に関する回答書

年 月 日
双葉町

[illegible]

一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

双葉町長 様

住 所

商号又は名称

建設業許可番号

代表者氏名

印

年 月 日付けで公告のありました下記の工事に係る入札参加資格についての確認に必要な下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項の規定に該当しないものであること、さらに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

工 事 番 号	
工 事 名	
添付する書類の件名 ※公告に記載された資格が 確認できる資料を添付のこと	☐ 専任技術者一覧表 ☐ 施工実績調書（入札参加資格確認用） ☐ 配置予定の技術者に関する調書（入札参加資格確認用） ☐ その他（施工実績等がわかる書類）

☐ 欄は、レ点等でチェックの上提出してください。

（注）返信用封筒として、表に申請書の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼った長形3号封筒をこの申請書と併せて提出してください。

特定建設工事共同企業体一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

双葉町長 様

特定建設工事共同企業体

代 表 者 住 所
(第1構成員) 商号又は名称
建設業許可番号
代 表 者 氏 名

印

第 2 構 成 員 住 所
商号又は名称
建設業許可番号
代 表 者 氏 名

印

第 3 構 成 員 住 所
商号又は名称
建設業許可番号
代 表 者 氏 名

印

年 月 日付けで公告のありました下記の工事に係る入札参加資格についての確認に必要な下記の書類を添えて申請します。

なお、代表者及び構成員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項の規定に該当しないものであること、さらに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

工 事 番 号	
工 事 名	
添付する書類の件名 ※公告に記載された資格が 確認できる資料を添付のこと	☐ 特定建設工事共同企業体構成員表 ☐ 特定建設工事共同企業体協定書 ☐ 委任状 ☐ 専任技術者一覧表 ※すべての構成員で提出すること。 ☐ 施工実績調書（入札参加資格確認用）※すべての構成員で提出すること。 ☐ 配置予定の技術者に関する調書（入札参加資格確認用） ☐ その他（施工実績等がわかる書類）

□欄は、レ点等でチェックの上提出してください。

（注） 返信用封筒として、表に申請書の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼った長形3号封筒をこの申請書と併せて提出してください。

委任状

年 月 日

双葉町長 様

特定建設工事共同企業体

代 表 者 住 所
(第1構成員) 商号又は名称
建設業許可番号
代 表 者 氏 名

印

第 2 構 成 員 住 所
商号又は名称
建設業許可番号
代 表 者 氏 名

印

第 3 構 成 員 住 所
商号又は名称
建設業許可番号
代 表 者 氏 名

印

工 事 番 号	
工 事 名	

下記の者を代理人と定め、上記工事に関し次に掲げる行為の一切の権限を委任します。

受 任 者 住 所
(代 表 者) 商号又は名称
建設業許可番号
代 表 者 氏 名

印

- 1 入札に関する権限
- 2 契約締結に関する権限
- 3 請負代金及び保証金の請求、受領に関する権限
- 4 その他契約手続きに関する一切の権限

施工実績調書（入札参加資格確認用）

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

下記のとおり、公告で定めている同種工事施工実績を有していることに相違ありません。

工 事 名	
発 注 者	
請 負 者	(※共同企業体の場合) 出資比率： %
施 工 箇 所	
契 約 金 額	円
契 約 日	年 月 日
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
工 事 概 要	1 棟で下記アからウを全て満たす建築工事である。 ア 新築, 増築又は改築工事 イ 構造 ウ 1 棟当たりの延べ面積 ※増築工事の場合は、既存部分の面積は含まないものとする。 工事 造 m²

<添付書類>

下記①又は②の書類

① ☐ 工事实績情報システム（コリンズ）に竣工時の登録内容確認書の写し

② ☐ 上記工事の請負契約書の写し

及び

☐ 公告で定めている同種工事施工実績（構造・延べ面積等）が確認できる資料（図面等）の写し

※ 特定建設工事共同企業体で参加する場合は、構成員ごとに作成し、提出すること。

配置予定の技術者に関する調書（入札参加資格確認用）

商号又は名称

1. 入札参加工事件名

工 事 番 号	
工 事 名	

2. 配置予定技術者

技 術 者 氏 名	(ふりがな :)
※ 営業所における専任技術者は当該工事の技術者として配置できません。	
監理技術者資格者証 取 得 状 況	資 格 者 証 番 : 監理技術者講習 : 年 月 日修了
配 置 予 定 役 職	
確 認 書 類	☐ 資格者証及び講習終了証の写し ☐ 雇用保険被保険者証 ☐ 他の工事に従事していないことが確認できる書類（CORINS等） ☐ その他

（注）□欄はレ点等でチェックの上提出してください。

様式第9号（第7条関係）

一般競争入札参加資格確認内申書

年 月 日

（入札執行担当課長） 様

（工事執行担当課長） 印

このことについて、別紙一般競争入札参加資格確認等一覧表のとおり確認の申請がありましたので、入札参加資格の有無を調査審議願いたく内申します。

一般競争入札参加資格確認等一覧表

工事種別

工事番号		工事名		設計金額 (円)		工期	
路線河川名		工事箇所		工事の概要			

公告		技術審査会	
説明会		資格委員会	

[illegible]

様式第 1 1 号（第 7 条関係）

一般競争入札参加資格審査結果通知書

年 月 日

（工事執行担当課長） 様

（入札執行担当課長） 印

このことについて、一般競争入札参加者資格審査委員会において別紙一般競争入札参加資格確認等一覧表のとおり確認されましたので、お知らせします。

一般競争入札参加資格確認通知書

年 月 日

商号又は名称 代表者氏名 様

双葉町長 印

さきに申請のありました 工事に係る入札参加資格について、下記のとおり確認しましたので、お知らせします。

なお、入札参加資格がないと通知された方は、理由の説明を求めることができますので、説明を求める場合は、 年 月 日までに、その旨を記載した書面を提出してください。

記

公 告 日	年 月 日	
工 事 名		
入 札 参 加 資 格 の 有 無	有	
	無	
	入 札 参 加 資 格 が ない と 認 め た 理 由	

入札保証金免除申請書

年 月 日

双葉町長 様

特定建設工事共同企業体

住 所

商号又は名称

建設業許可番号

代 表 者 氏 名

印

下記工事の入札に係る入札保証金について、免除されたく申請します。

記

1 工 事 番 号

2 工 事 名

3 免除申請事由 （次のいずれかのうち該当する番号を○で囲むこと）

（１）双葉町財務規則第 1 1 5 条第 1 項第 1 号に該当

（２）双葉町財務規則第 1 1 5 条第 1 項第 2 号に該当

4 過去に履行した同種工事等 ※上記 3（２）に該当した場合に記入

工 事 名	契 約 先	契約月日	請負金額（千円）	概 要

入札保証金免除通知書

年 月 日

商号又は名称 代表者氏名 様

双葉町長 印

さきに申請のありました 工事に係る入札保証金免除について、下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

記

入札保証金免除	承認 ・ 不承認	
上記理由		双葉町財務規則第 1 1 5 条第 1 項第 1 号に該当
		双葉町財務規則第 1 1 5 条第 1 項第 2 号に該当

入 札 書

※ 1
入札金額

千	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壺
¥											

円也

工 事 名

工 事 番 号

上記のとおり入札いたします。

年 月 日

※ 3

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

本件責任者

氏 名

所 属

連 絡 先

本件事務担当者

氏名

所属

連絡先

（あて先） 双葉町長

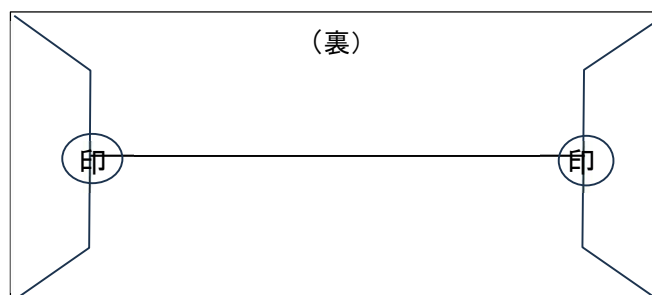
- （※ 1） アラビア数字を用いるときには金額の頭初に「 ¥ 」記号を、漢数字を用いるときは金額の頭初に「 金 」の文字を併記すること。
- （※ 2） 入札等の権限を委任された者（支店長や営業所長などでその委任関係を県に登録している者を指す。）が入札する場合には、当該委任された者の住所、名称等を記載すること。
- （※ 3） 入札書を郵送等により送付場合は、別添「入札書類の郵送等による提出方法」を参考に封筒に入れ、封緘の上封印し、封筒の表に書類名を記載すること。

(様式第15号 別添) 入札書類の郵送等による提出方法

[入札書・封筒表面]

入 札 書
工事番号：〇〇〇
工事名：〇〇〇
入札日：〇年〇月〇日
入札者：〇〇〇株式会社

[入札書・封筒裏面] ※封緘のこと



同封

切手
〒979-1495 福島県双葉郡双葉町 大字長塚字町西73-4 双葉町役場総務課管財係 宛
入札関係書 在中 (工事名：〇〇〇工事)
〇〇〇株式会社 (共同企業体) (代表構成員 〇〇〇株式会社) 住 所： 連絡先：

入札書 (第1回)
工事番号：〇〇〇
工事名：〇〇〇
入札日：〇年〇月〇日
入札者：〇〇〇株式会社

入札金額の工事費（積算）内訳書

工 事 名	工 事
商号又は名称	

本 工 事 費	入札金額の内訳（円）
(A)直接工事費 ：建築工事	
(B)直接工事費 ：電気設備工事	
(C)直接工事費 ：機械設備工事	
(D)共通仮設費	
(E)現場管理費	
(F)一般管理費	
工事価格： $(E) = (A) + (B) + (C) + (D) + (E) + (F)$ ※工事価格をまるめる場合のみ記載	
入札金額（税抜き）：	

※上記表に新たに欄を設けるなど表の加工はしないこと

（記載上の留意事項）

- 次の場合は、入札の無効となりますので、ご注意ください。
 - 指定された記入欄（商号又は名称、金額等）に空欄や記載誤りがあるもの。
 - 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費のいずれか 1 つでも記入がない場合、計算誤り（切上げ、切下げ又は四捨五入による計算の不一致等も含む）がある場合、有価物の売却金額等をマイナス計上で別に記入した場合及び入札金額（税抜き）と入札書の記載金額が一致しない場合
 - 工事価格のまるめ（端数処理）については、1 万円未満切捨ての場合のみ認めます。
- 本書は、入札書に併せて中封筒に入れ、封かんすること。

技 術 提 案 書

双葉町長 様

特定建設工事共同企業体

住 所
商号又は名称
建設業許可番号
代 表 者 氏 名

印

令和○年○月○日付けで公告のありました工事番号○○○号 工事名○○○について入札いたしますので、下記の書類を添えて技術提案書を提出します。

なお、提出する書類の内容は、事実と相違ないことを誓約します。

- ① 企業の技術力及び地域貢献に関する調書
- ② 配置予定技術者の技術力に関する調書
- ③ その他技術評価点の算定に必要と認められる資料

様式第18号 (第14条関係)

総合評価落札方式入札結果

工 事 名			工 事 の 場 所		
工 事 担 当 課		入 札 方 式		開札の日時及び場所	
契 約 予 定 金 額		契 約 予 定 年 月 日		契 約 予 定 工 期	
予 定 価 格		調 査 基 準 価 格		失 格 基 準	

評価員の職氏名		落札者決定基準		落札者の決定		
職業等	氏 名	意見の適否	意見聴取年月日	落札者決定時の意見聴取 (要・不要)	意見の適否	聴取年月日

[illegible]

様式第19号 (第14条関係)

総合評価落札方式評価結果

工 事 名			工 事 の 場 所		
工 事 担 当 課		入 札 方 式		開札の日時及び場所	
契 約 予 定 金 額		契 約 予 定 年 月 日		契 約 予 定 工 期	
予 定 価 格		調 査 基 準 価 格		失 格 基 準	

[illegible]